

テーマ 「終末医療」

1 単元名

終末医療～法教育という視点から～

2 考察

(1) 教材のねらい

現行の学習指導要領では、現代社会で扱う内容の一つに「現代に生きる私たちの課題」という大項目が設定されている。『高等学校学習指導要領解説公民編（以下、『解説編』）』によれば、「現代に生きる私たちの課題」では、「一定の知識を理解することを前提として学習が展開されるのではなく、「現代社会」の学習の導入として生徒の主体的な課題追求を中心とした学習」を行うこととされている。

一方、平成 21 年から導入される予定の裁判員制度は、一般の国民が裁判官とともに審理に関わる制度であり、国民の裁判、ひいては法に対する意識を高めることが求められている。

そこで本単元では、上記 3 点を踏まえ、次の 3 点を柱とした学習指導を行うものとする。

- ①オランダにおける実際の安楽死に至るまでのドキュメンタリービデオを視聴し、オランダではどのような手続きに従って安楽死が実施されているかを考えさせる。
- ②日本において安楽死を導入する場合の、安楽死を認める要件を考えさせる。
- ③日本で安楽死か否かが争われた裁判を紹介し、日本において安楽死を導入する是非を議論させる。

(2) 指導する際の留意点

○本単元のねらいは、安楽死を認めるか否かの社会的な合意形成を目指すことにある。したがって、死は故人との関係性によってそのとらえ方が変化することに配慮しつつも、苦痛にさいなまれる患者や家族の心情面にのみ流されないよう配慮する。

○安楽死に関わる問題点をクリアできなければ、安楽死を社会として受け入れるべきではないという前提で議論を行わせる。

○法教育という観点から、合意形成された事柄については、仮に自分自身が合意された事柄に対して反対の立場であっても、尊重すべきであることを生徒に気づかせるように配慮する。

3 指導目標及び評価規準

(1) 指導目標

合意形成をする際にどのようなことに留意して話し合いを行うべきかを考えさせるとともに、合意された事柄については、たとえ反対の立場であっても尊重しようとする態度を育成する。

(2) 評価規準

◆関心・意欲・態度

自身の考え方と他者の考え方を相対化しながら、話し合いを行うことができる

◆思考・判断

安楽死について、社会として受け入れる際の問題点を、多面的、多角的に考えることができる。

◆資料活用の技能・表現

自身の考え方を、根拠を持って主張することができる。

◆知識・理解

安楽死について、日本の裁判ではどのように扱われているのかを理解する。

4 学習指導計画〔全 7 時間〕

安楽死のドキュメント番組を視聴する（1 時間）

オランダにおける安楽死に至るまでの手続きおよび問題点を話し合う（2 時間）

→オランダにおける安楽死に至るまでの手続きについては、なぜそのような手続きが必要なのかについて考えさせる。

→問題点については、社会として安楽死を受け入れた場合、どのような問題が生じるかという観点で考えさせる

→オランダでの事例を踏まえて、日本で受け入れるべきか否かについて話し合いを行わせる。

→患者や家族，医師などの立場を踏まえつつも，社会として受け入れるか否かの合意形成であることに

留意して話し合いを行わせる。

グループ毎に結果発表させるとともに，日本での安楽死裁判について紹介する（1時間）

→昭和 37 年名古屋高等裁判所の「山内判決」の 6 要件および平成 7 年の「東海大付属病院事件」についての判決中の 4 要件について紹介する。